

平成 27 年度一般会計決算見込みの概要について

平成 28 年 8 月 5 日
千葉県総務部財政課
043(223)2076

1 決算見込みのポイント

- 平成 27 年度一般会計の決算は、**歳入が、前年度比 2.7%増（447 億円増）の 1 兆 6,810 億円、歳出が、前年度比 3.4%増（551 億円増）の 1 兆 6,724 億円**であり、いずれも増となりました。
- これは、歳入については、**景気の回復や地方消費税率の引上げ効果の平年度化により県税収入が増加**したこと、歳出については、医療、介護給付などの**社会保障関係経費が増加**したことなどが主な要因です。

〔平成27年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、％）

区 分	27 年 度 ①	26 年 度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳 入 総 額 A	1,681,025	1,636,354	44,671	2.7
歳 出 総 額 B	1,672,373	1,617,310	55,063	3.4
歳入歳出差引 C=A-B	8,651	19,044	△10,393	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	7,235	12,659	△5,424	
実 質 収 支※2 C-D	1,416	6,385	△4,969	

※ 表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

- 平成 27 年度の一般会計決算における**実質収支は、14 億円の黒字**となりました。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		27年度 A	26年度 B	比較 A－B＝C	増減率 C／B
①	県 税	780,531	712,704	67,827	9.5%
うち	個 人 県 民 税	278,589	275,382	3,207	1.2%
	法 人 二 税	137,897	128,121	9,776	7.6%
	地 方 消 費 税	202,266	151,347	50,919	33.6%
	そ の 他 の 税	161,780	157,854	3,926	2.5%
②	地 方 交 付 税	179,758	166,387	13,371	8.0%
うち	普 通 交 付 税 (下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税)	168,143 (295,464)	157,544 (329,871)	10,599 (△34,407)	6.7% (△10.4%)
	特 別 交 付 税	11,615	8,843	2,772	31.3%
③	国 庫 支 出 金	169,591	168,203	1,388	0.8%
④	繰 入 金	26,116	25,127	989	3.9%
⑤	諸 収 入	173,789	176,817	△3,028	△1.7%
⑥	県 債	191,110	232,287	△41,177	△17.7%
うち	臨 時 財 政 対 策 債 ※ 3	127,321	172,327	△45,006	△26.1%
	そ の 他	160,130	154,829	5,301	3.4%
うち	⑦ 地 方 法 人 特 別 譲 与 税 ※ 4	89,565	98,715	△9,150	△9.3%
	繰 越 金	19,044	17,016	2,028	11.9%
計		1,681,025	1,636,354	44,671	2.7%

※ 3 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 地方法人特別譲与税

地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の一部を国税化（地方法人特別税）したうえで、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分（地方法人特別譲与税）されている。

《主な増減要因》

① 県 税

景気の回復に伴い、法人二税や個人県民税が増加するとともに、地方消費税率の引上げの効果が平年度化するなど増収となったことから、9.5%増の7,805億円となりました。

※ 地方消費税の税率引上げによる増収分(市町村交付金を除く 394 億円)については、全額社会保障関係経費(一般財源ベース 2,315 億円)の財源に充てています。

② 地方交付税

地方交付税は8.0%増の1,798億円となりました。

なお、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、県税収入の増などにより、10.4%減の2,955億円となりました。

③ 国庫支出金

地方創生や緊急的に地域消費を喚起する取組に対する交付金が減となる一方、公立高校の就学支援金の学年進行や地域医療介護総合確保基金の造成に要する交付金が増加したことなどから、0.8%増の1,696億円となりました。

④ 繰入金

医療施設耐震化整備基金や安心こども基金など、国の経済対策により造成した基金を活用する事業が減となる一方、地域医療介護総合確保基金を活用する事業などが増となったことから、3.9%増の261億円となりました。

⑤ 諸収入

中小企業振興資金や工業用水道事業に係る貸付金の返還額が減少したことなどから、1.7%減の1,738億円となりました。

⑥ 県 債

道路直轄事業負担金や県立高校等の耐震化などの事業が増えたことで、建設地方債等は増加したものの、臨時財政対策債が減少したことにより、17.7%減の1,911億円となりました。

⑦ 地方法人特別譲与税

税制改正により、地方法人特別税(国税)の一部が法人事業税(県税)に復元されたことにより、9.3%減の896億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		27 年度 A	26 年度 B	比 較 A－B = C	増減率 C／B
①人 件 費		574,272	569,999	4,273	0.7%
②扶 助 費※5		33,352	32,237	1,115	3.5%
③公 債 費		193,706	189,344	4,362	2.3%
④ 投 資 的 経 費		141,426	141,877	△451	△0.3%
うち	普 通 建 設 事 業	112,858	123,129	△10,271	△8.3%
	直 轄	27,822	15,554	12,268	78.9%
	災 害 復 旧	746	3,192	△2,446	△76.6%
⑤ 補 助 費 等		474,116	403,185	70,931	17.6%
うち	税 関 係 交 付 金	144,079	102,326	41,753	40.8%
⑥ そ の 他		255,501	280,668	△25,167	△9.0%
うち	積 立 金	36,342	21,874	14,468	66.1%
	繰 出 金	14,560	51,209	△36,649	△71.6%
計		1,672,373	1,617,310	55,063	3.4%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

① 人件費

職員構成の若返りによる減要素がある一方、給与改定経費や退職手当の増などに伴い、0.7%増の5,743億円になりました。

② 扶助費

障害者（精神）通院医療費や児童保護措置費などの社会保障関係経費が増加したことなどにより、3.5%増の334億円になりました。

③ 公債費

普通交付税の振替である臨時財政対策債の残高の増により、これに係る元利償還金が増加したことから、2.3%増の1,937億円になりました。

④ 投資的経費

圏央道や外環道などの工事の本格化により直轄事業負担金が増加する一方、平成27年度開設の特別支援学校の整備が終了したことなどにより、全体としては0.3%減の1,414億円となりました。

⑤ 補助費等

地方消費税の増収に伴う税関係交付金の増に加え、介護給付費県負担金や後期高齢者医療費県負担金等の社会保障関係経費が増加したことなどから、17.6%増の4,741億円となりました。

⑥ その他

今後の財政負担に備え、県有施設長寿命化等推進基金への積み立てが増えましたが、県債管理基金（減債基金）や財政調整基金への積み立て（繰出金）が減となったことなどにより、9.0%減の2,555億円となっています。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○社会保障関係経費（全体） 2,484億円（前年度比 +186億円 +8.1%）

（主なもの）

・介護給付費県負担金	520億円（前年度比 +17億円 + 3.4%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	402億円（前年度比 +26億円 + 6.9%）
・国保経営安定化対策事業	193億円（前年度比 +25億円 + 14.9%）
・自立支援給付費県負担金	161億円（前年度比 +13億円 + 8.8%）
・子ども・子育て支援新制度関連事業	113億円（前年度比 +76億円 +205.4%）

4 今後に向けて

- 平成 27 年度は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加など歳出が大幅に増えるなか、地方消費税率引上げの効果が平年度化するなど、県税収入の増加もあり、黒字を確保することができました。
- しかしながら、今後、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費の増加に加え、県有施設の老朽化対策など、財政需要の増加が見込まれる中、海外景気の下振れや個人消費の落ち込みによっては、本県財政を取り巻く環境が厳しくなることが想定されます。
- このため、引き続き、執行段階における経費の節減を図るとともに、経済活性化や観光振興に積極的に取り組むほか、徴収対策の充実・強化を図ることで県税収入を確保し、計画的な財政運営に努めてまいります。

＜参考一覧＞

（参考１）一般会計の目的別歳出決算の状況

（参考２）県債残高の推移

（参考３）普通会計の決算見込み

（参考４）平成 27 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考 1) 一般会計の目的別歳出※6決算の状況

○ 目的別歳出決算は、下記のとおりです。

(単位:百万円)

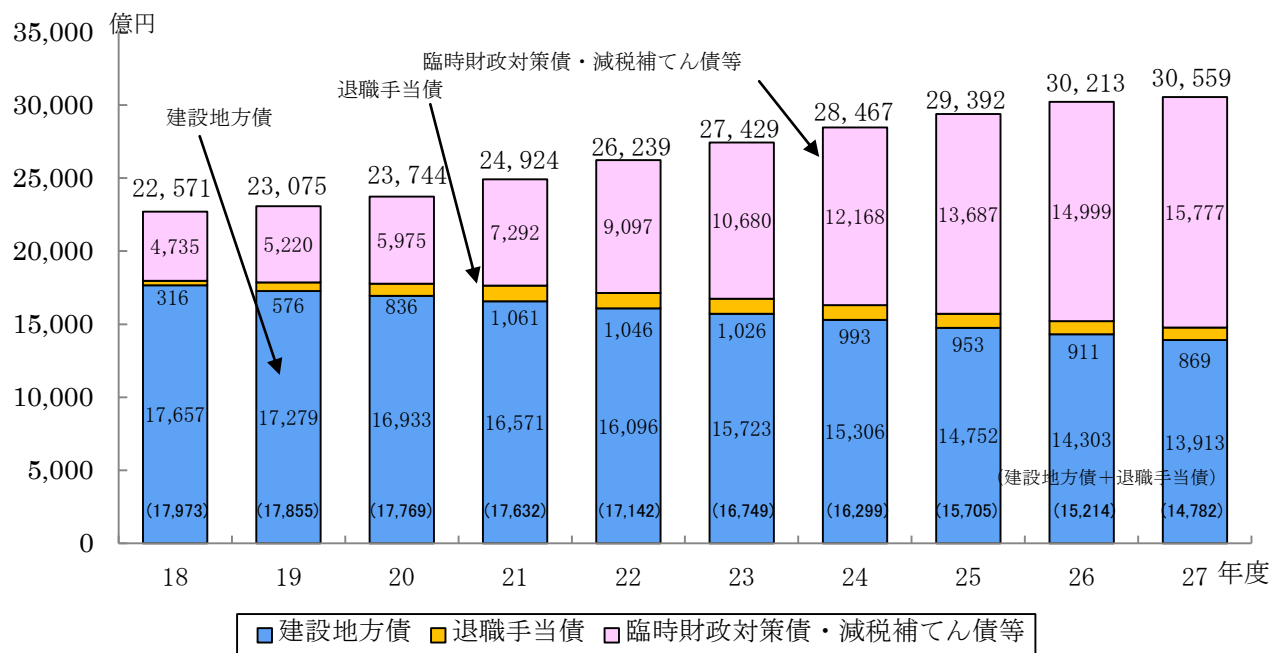
区 分	27年度		26年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	135,198	8.1%	153,216	9.5%	△18,018	・ 県有施設長寿命化等推進基金積立金 +170億円 ・ (特) 財政調整基金繰出金△119億円 ・ (特) 県債管理基金繰出金△248億円
民 生 費	256,969	15.4%	240,422	14.9%	16,547	・ 子ども・子育て支援新制度 +76億円 ・ 介護給付費県負担金 +17億円 ・ 国保経営安定化対策事業 +25億円 ・ 後期高齢者医療給付費県負担金 +26億円
衛 生 費	68,159	4.1%	58,514	3.6%	9,645	・ 地域医療介護総合確保基金積立金 +107億円 ・ 医療施設耐震化臨時特例整備事業 △16億円
環 境 費	5,748	0.3%	5,094	0.3%	654	・ 野生鳥獣総合対策事業 +2億円 ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業 +4億円
商 工 労 働 費	164,796	9.9%	162,971	10.1%	1,825	・ 地域住民生活等緊急支援のための交付金事業 +40億円 ・ 中小企業振興資金事業 △45億円
農 林 水 産 業 費	46,422	2.8%	39,307	2.4%	7,115	・ 直轄事業負担金 +76億円 ・ 大雪等による被災農業者支援事業 △13億円
土 木 費	102,682	6.1%	102,816	6.3%	△134	・ 道路直轄事業負担金 +43億円 ・ 社会資本整備総合交付金事業(道路) △31億円 ・ 防災・安全交付金事業 △6億円
警 察 費	142,338	8.5%	153,061	9.5%	△10,723	・ 人件費 +19億円 ・ 警察本部庁舎等建設基金 △126億円
教 育 費	418,239	25.0%	413,806	25.6%	4,433	・ 人件費 +28億円 ・ 特別支援学校施設整備費 △42億円 ・ 高等学校等就学支援金 +32億円
公 債 費	194,849	11.7%	190,445	11.8%	4,404	・ 満期一括分積立金及び利子 +35億円 ・ 定時償還分の元金及び利子 +8億円
災 害 復 旧 費	746	0.1%	3,192	0.2%	△2,446	・ 土木施設 △21億円 ・ 農林水産施設 △3億円
そ の 他	136,227	8.1%	94,466	5.8%	41,761	・ 税関係交付金 +418億円
計	1,672,373	100%	1,617,310	100%	55,063	

※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

（参考２） 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）は3兆559億円となり前年度に比べ346億円、1.1%増加しましたが、普通交付税の振替である臨時財政対策債等を除いた建設地方債等の残高は1兆4,782億円で、前年度に比べ432億円、2.8%減少しています。



(億円)									
区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
建設地方債等①	17,855	17,769	17,632	17,142	16,749	16,299	15,705	15,214	14,782
建設地方債	17,279	16,933	16,571	16,096	15,723	15,306	14,752	14,303	13,913
退職手当債	576	836	1,061	1,046	1,026	993	953	911	869
臨時財政対策債等②	5,220	5,975	7,292	9,097	10,680	12,168	13,687	14,999	15,777
計 (① + ②)	23,075	23,744	24,924	26,239	27,429	28,467	29,392	30,213	30,559
(参考) 満期一括償還 のための積立金残高	1,517	1,932	2,177	2,442	2,818	3,166	3,342	3,526	3,722

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 平成27年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位:百万円)

区 分	27年度 ①	26年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	1,703,674	1,658,327	45,347	2.7
歳出総額B	1,687,142	1,630,913	56,229	3.4
歳入歳出差引 C=A-B	16,532	27,414	△10,882	
翌年度へ繰り越すべき財源D	11,103	17,586	6,483	
実質収支C-D	5,429	9,828	△4,399	

○一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 2.7%増の 1 兆 7,037 億円、歳出で前年度比 3.4%増の 1 兆 6,871 億円となり、実質収支は 54 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	27 年 度 ①	26 年 度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	96.3	92.7	3.6

○経常収支比率については、社会保障関係経費の増等により経常経費が伸びた反面、臨時財政対策債を含む実質的な交付税の減により経常一般財源等が減となったことで、前年度比で 3.6 ポイント上昇し 96.3%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 9 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）、収益事業会計 1 会計（公営競技事業会計）の全 10 会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(計算式)

経常経費充当一般財源

× 100

経常一般財源＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債

(参考4) 平成27年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

「健全化判断比率」は、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	27年度	26年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

○ 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	27年度	26年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

○ 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	27年度	26年度
	10.9%	11.2%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

○ 地方消費税率の引上げ効果の平年度化や景気の回復に伴う法人二税の収入増により、「分母」である「標準財政規模」が増加したことなどから、前年度の11.2%から10.9%と0.3ポイント改善しました。

将来負担比率	27年度	26年度
	155.7%	164.6%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

○ 建設地方債等の残高や退職手当支給予定額などの将来負担額が減少するとともに、充当可能な基金が増加したことなどから、前年度の164.6%から155.7%と8.9ポイント改善しました。

2 各公営企業の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く 14 の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①＋②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(公営競技事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、土地造成事業などの 9 の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
[対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位：億円

構 成 要 素	平成27年度	平成26年度	平成25年度	27年度と 26年度の差引
分 子 ①＝②＋③－④	958	1,004	1,001	△ 46
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	774	799	814	△ 25
準元利償還金 ③	1,465	1,414	1,326	51
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ④	1,281	1,209	1,139	72
分 母 ⑤＝⑥－⑦	9,277	8,997	8,873	280
標準財政規模 ⑥	10,558	10,206	10,012	352
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ⑦	1,281	1,209	1,139	72
単年度の比率 ①／⑤	10.3	11.1	11.2	△ 0.8
実質公債費比率(平成25年度～27年度平均)	10.9			
【参考】平成24年度～26年度平均	11.2			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

②将来負担額:③～⑩の合計額

③一般会計等の年度末地方債現在高

④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)

⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

[対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)

⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

[対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、(公社)千葉県園芸協会、
千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター

⑨連結実質赤字額

⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

[対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑬充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高

⑭特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)

⑮地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:

今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構 成 要 素	平成27年度	平成26年度	差 引	備 考
分 子 ①=②-⑪	14,452	14,815	△ 363	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	39,995	39,603	392	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	34,580	34,040	540	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	19,327	19,846	△ 519	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	424	447	△ 23	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	404	359	45	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥	1	1		一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	4,572	4,721	△ 149	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	14	28	△ 14	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩		7	△ 7	県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	25,543	24,788	755	
充当可能基金額 ⑫	5,600	5,150	450	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	1,107	1,178	△ 71	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	18,836	18,460	376	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分 母 ⑮=⑯-⑰	9,277	8,997	280	
標準財政規模 ⑯	10,558	10,206	352	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,281	1,209	72	
将来負担比率(%) ①/⑮	155.7	164.6	△ 8.9	

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額＝(流動負債－流動資産)

[法非適用企業]資金の不足額＝(歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源)

・事業の規模

[法適用企業]事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地整理事業、土地造成整備事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。

事業等を除き、地方債を起すことができません。